

○ 西いぶり広域連合職員通勤手当支給規則

平成12年3月28日
規則第20号

(趣旨)

第1条 西いぶり広域連合職員の通勤手当の支給については、この規則の定めるところによる。

(室蘭市規則の準用)

第2条 この規則の施行については、室蘭市職員通勤手当支給規則（昭和33年室蘭市規則第12号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。